

## 越前市個人情報保護条例

平成17年10月1日

条例第27号

### 目次

- 第1章 総則（第1条 第6条）
- 第2章 個人情報の保管等の制限（第7条 第14条）
- 第3章 本人情報の開示及び訂正等（第15条 第22条）
- 第4章 救済手続（第23条）
- 第5章 越前市個人情報保護審議会（第24条）
- 第6章 事業者に対する措置等（第25条 第28条）
- 第7章 雑則（第29条 第31条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めるとともに、市の実施機関が保有する個人情報の開示請求等の権利を明らかにすることにより、公正で民主的な市政の運営を図り、もって個人の権利利益を保護することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報
  - イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報
- (3) 個人情報の保管等 個人情報の収集、保管及び利用をいう。
- (4) 公文書 越前市情報公開条例（平成17年越前市条例第26号。以下「情報公

開条例」という。)第2条第2号に規定する公文書をいう。

(5) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 専ら文章を作成するための処理

イ 専ら文書又は図画の内容を記録するための処理

ウ 製版その他の専ら印刷物を製作するための処理

エ 専ら文書又は図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理

(6) 磁気テープ等 電子計算機処理に使用される磁気テープ、磁気ディスクその他一定の事項を確実に記録しておくことができる物であって、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報が記録され、当該実施機関において管理しているものをいう。

(7) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)又は事業を営む個人をいう。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動の実施に当たって個人情報の保管等を行うときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いについて適正な保護措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、この条例の目的に従い権利を正当に行使するとともに、他人の個人情報の保護及び自己に関する個人情報の適切な管理に努めるものとする。

(適用上の注意)

第6条 この条例の適用に当たっては、事業者及び市民の権利と営業の自由を不当に侵害するようなことがあってはならない。

第2章 個人情報の保管等の制限

( 一般的制限 )

第7条 実施機関は、個人情報の保管等をするときは、その所掌する事務の目的達成に必要な範囲内で行わなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報の保管等をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の定めがあるとき。

(2) 実施機関が第24条第1項に規定する越前市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

( 適正な維持管理 )

第8条 実施機関は、個人情報の保管等をするときは、その所掌する事務の目的達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の保管等をするときは、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講ずることにより、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

(1) 個人情報の改ざん、滅失、き損その他の事故を未然に防止すること。

(2) 個人情報の漏えいを防止すること。

3 実施機関は、個人情報の保管が必要でなくなったときは、これを速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

4 実施機関は、個人情報の保護を図るため個人情報管理責任者を置くものとする。

( 業務の届出 )

第9条 実施機関は、個人情報(公文書として、又は磁気テープ等に、記録されるもの又はされたものをいう。以下この条から第12条まで及び第15条において同じ。)の保管等に係る業務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を規則(市長が定める規則をいう。以下同じ。)で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(1) 業務の名称

(2) 業務の目的

(3) 個人情報の記録の対象者

(4) 個人情報の記録の内容

- (5) 個人情報管理責任者
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 実施機関は、届出に係る業務を廃止し、又は変更するときは、あらかじめその旨を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ないときは、業務が開始され、又は変更された日以後において前2項の届出をすることができる。
- 4 市長は、前3項の規定による届出を受けたときは、遅滞なく当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。
- 5 第1項から第3項までの規定による届出は、次の各号に掲げる業務については、適用しない。
- (1) 市の職員又は職員であった者に係る業務であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項に関する個人情報の保管等をするもの
  - (2) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所等の事項のみを保管等する業務
  - (3) 前2号に掲げる業務のほか、市長が審議会の意見を聴いて認めた業務
- 6 市長は、第1項から第3項までの規定による届出に係る事項について、一般の閲覧に供するものとする。

(収集の制限)

第10条 実施機関は、前条の規定により届出をし、又は届出をする業務(以下「届出業務」という。)に係る個人情報を収集する場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして当該個人(以下「本人」という。)から直接収集しなければならない。

- (1) 業務の名称
  - (2) 業務の目的
  - (3) 個人情報の記録の内容
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、届出業務に係る個人情報を本人以外の者から収集することができる。
- (1) 本人の同意があるとき。
  - (2) 本人以外の者からの収集について法令等の定めがあるとき。

- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
  - (4) 個人の生命、身体、健康、生活又は財産等の安全を守るため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めたととき。
- 3 実施機関は、前項第4号又は第5号の規定により、個人情報を本人以外の者から収集したときは、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて本人に通知しないことが適当と認めたとときは、この限りでない。
- 4 法令等の規定に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、第2項第2号の規定による収集がなされたものとみなす。

(利用及び提供の制限)

第11条 実施機関は、届出業務の目的の範囲を超えて当該個人情報の利用(以下「目的外利用」という。)又は実施機関以外のものに当該個人情報の提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
  - (2) 法令等の定めがあるとき。
  - (3) 個人の生命、身体、健康、生活又は財産等の安全を守るため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めたととき。
- 2 実施機関は、前項第3号又は第4号の規定により、目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をしたときは、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて本人に通知しないことが適当と認めたとときは、この限りでない。
- 3 実施機関は、目的外利用等しようとするときは、あらかじめその旨を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前項の規定による届出に係る事項について、一般の閲覧に供するもの

とする。

(電子計算機の結合の制限)

第12条 実施機関は、届出業務に係る個人情報を電子計算機処理する場合において、実施機関以外のものと通信回線その他の方法により電子計算機の結合をしてはならない。ただし、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上の必要があると認めるときは、この限りでない。

(委託に伴う措置)

第13条 実施機関は、個人情報の処理を実施機関以外のものに委託しようとするときは、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(受託者等の義務)

第14条 実施機関から個人情報の処理の委託を受けた者は、当該委託を受けた業務の範囲内で、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定により委託を受けた業務に従事している者又は従事していた者は、委託を受けた業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当に使用してはならない。

### 第3章 本人情報の開示及び訂正等

(開示の請求)

第15条 何人も、実施機関に対し、届出業務に係る本人の個人情報の記録(以下「本人情報」という。)の開示を請求することができる。

2 規則で定める代理権を有する者(以下「代理人」という。)は、本人に代わって開示を請求することができる。ただし、本人の利益に反すると認められるときは、この限りでない。

3 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、開示をしないことができる。

(1) 法令等の規定により、本人に開示をすることができないと認められる情報

(2) 開示することにより、第三者の正当な利益が侵害されるおそれがある情報

(3) 本人の診断、判定、評価、指導等に関する情報であって、本人に開示しないことが正当と認められるもの

(4) 開示することにより、実施機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれがある情報

4 実施機関は、請求に係る本人情報の一部に前項各号に掲げる情報が記録されている場合において、当該情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、請求の趣旨が損なわれることがない程度に分離できるときは、当該情報に係る部分を除き、本人情報の開示をするものとする。

5 実施機関は、第1項に規定する請求に対し、当該請求に係る本人情報が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、第3項各号に該当する個人情報を開示することとなるときは、当該本人情報の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる。

(開示の請求手続)

第16条 前条の規定により本人情報の開示を請求しようとする者は、本人又はその代理人であることを明らかにした上で、実施機関に対し、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 請求に係る本人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、本人情報の開示を請求した者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定め、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に補正の参考となる資料を提供するよう努めるものとする。

(開示の決定及び通知等)

第17条 実施機関は、本人情報の開示の請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して15日以内に、当該請求に係る本人情報の開示をするかどうかの決定をしなければならない。この場合において、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しないものとする。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由により、同項に規定する期間内に決定をすることができないときは、当該請求があった日の翌日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長の期間及び理由を書面によ

り通知しなければならない。

- 4 実施機関は、第1項の規定により、開示をしない旨の決定（第15条第4項の規定により、本人情報の一部を開示しないこととする場合の当該開示をしない旨の決定を含む。）をした本人情報が、期間の経過により開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記しなければならない。
- 5 実施機関は、第1項の規定による決定をする場合において、当該決定に係る本人情報に当該実施機関以外のもの（当該開示請求者を除く。以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

（開示の実施及び方法）

第18条 実施機関は、前条第1項の規定により本人情報の開示をする旨の決定をしたときは、開示請求者に対し、遅滞なく、当該本人情報の開示をしなければならない。

- 2 本人情報の開示は、次の各号に定める方法により行う。
  - (1) 公文書にあっては、当該本人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付
  - (2) 磁気テープ等にあっては、印刷装置により出力されたもので当該本人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付
- 3 実施機関は、開示の請求に係る公文書を直接開示することにより、当該公文書が損傷されるおそれがあるとき、その他合理的な理由があるときは、当該公文書の写しにより開示することができる。
- 4 本人情報の開示をする日時及び場所は、実施機関が定める。

（訂正、削除及び目的外利用等の中止の請求）

第19条 何人も、実施機関に対し、本人情報について事実の記載の誤りがあるときは、当該本人情報の訂正を請求することができる。

- 2 何人も、実施機関に対し、第7条の規定による保管等の制限を超え、又は第10条第1項若しくは第2項の規定によらないで本人情報が収集されたときは、当該本人情報の削除を請求することができる。
- 3 何人も、実施機関に対し、第11条第1項の規定によらないで本人情報の目的外利用等がされているときは、当該目的外利用等の中止を請求することができる。
- 4 実施機関は、訂正、削除又は目的外利用等の中止（以下「訂正等」という。）の請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合については、訂正等

をしないことができる。

- (1) 実施機関に訂正等の権限がないとき。
  - (2) 訂正等をしないことについて正当な理由があるとき。
- (訂正等の請求手続)

第20条 前条第1項、第2項又は第3項の規定により本人情報の訂正等の請求をしようとする者は、実施機関に対し、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 訂正等の請求に係る本人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正等の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正の請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該訂正の内容が事実と合致することを証する書類を提示又は提出しなければならない。

3 実施機関は、第1項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、本人情報の訂正等を請求した者(以下「訂正等請求者」という。)に対し、相当の期間を定め、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、訂正等請求者に補正の参考となる資料を提供するよう努めるものとする。

(訂正等の決定及び通知等)

第21条 実施機関は、本人情報の訂正等の請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して30日以内に、当該請求に係る本人情報の訂正等をするかどうかの決定をしなければならない。この場合において、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しないものとする。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、訂正等請求者に対し、速やかに、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由により、同項に規定する期間内に決定をすることができないときは、当該請求があった日の翌日から起算して90日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正等請求者に対し、速やかに、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

(手数料等)

第22条 この条例の規定による本人情報の開示又は訂正等に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定により本人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を前納しなければならない。

#### 第4章 救済手続

(異議申立ての手続)

第23条 実施機関は、本人情報の開示又は訂正等の請求に対する決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による異議申立てがあった場合は、当該異議申立てが不適法なものであるときを除き、情報公開条例第14条に規定する越前市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を経て当該異議申立てに対する決定を行うものとする。

#### 第5章 越前市個人情報保護審議会

(越前市個人情報保護審議会)

第24条 この条例による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、越前市個人情報保護審議会を置く。

2 審議会は、この条例によりその権限に属された事項を行うとともに、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じ審議する。

3 審議会は、前項の規定による事項を行うほか、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関に建議することができる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員7人以内をもって組織する。

5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 審議会は、その職務を遂行するため必要があると認めるときは、実施機関の職員その他関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 第6章 事業者に対する措置等

(事業者に対する措置)

第25条 市長は、事業者が第4条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、関係資料の提出を求め、又はその職員が当該事業者の事務所その他の事業所に立ち入ること、文書その他の資料を調査すること、若しくは関係者に質問することについて協力を求めることができる。

2 市長は、事業者が第4条の規定に違反する行為を行っているとき認めるときは、当該事業者に対し、当該行為の是正又は中止を指導し、これに従わないときは、是正又は中止の勧告をすることができる。

3 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わなかったときは、その事実を公表することができる。ただし、公表をしようとするときは、事業者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えるとともに、審議会の意見を聴くものとする。

(出資法人の義務)

第26条 市が出資する法人で規則で定めるものがこの条例に規定する個人情報の保管等をするときは、当該個人情報の適正な取扱いに関し必要な範囲内で実施機関に準じた保護措置を講ずるものとする。

(苦情相談の処理)

第27条 市長は、個人情報の保護に関する苦情について相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(国等への要請)

第28条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体等に対し、適切な措置をとるよう要請するものとする。

## 第7章 雑則

(運用状況の公表)

第29条 市長は、少なくとも毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(他の制度との調整)

第30条 本人情報の開示又は訂正等についての手続が別に定められている場合は、その定めるところによるものとする。

2 この条例の規定は、次の各号に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報

(2) 統計法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によつ

て集められた個人情報

(3) 統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)の徴集によって得られた個人情報

(4) 越前市立図書館その他これに類する市の施設において市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の武生市個人情報保護条例(平成12年武生市条例第43号)又は今立町電算共同処理に係る個人情報の保護に関する条例(平成9年今立町条例第5号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の際、現に行われている個人情報の保管等に係る業務については、第9条第1項中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「について、この条例の施行の日以後速やかに」と読み替えて適用する。

4 この条例の施行の日以後、最初に第24条第4項の規定により委嘱された委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、委嘱された日から平成19年3月31日までとする。